


# 監事監査報告書

平成26年5月17日

社会福祉法人 千年会

理事長 小林 秀一 殿

監事 小林 政直 

監事 尾崎 勇治 

私たち監事は、社会福祉法人 千年会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査いたします。

この監査に当って、私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき、社会福祉法人監査要領（全国社会福祉協議会監事監査基準）に定められた監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、私たちの監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び定款に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、適正と認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び定款に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び定款に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、関連する法令及び定款に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 事業活動収支計算書は、関連する法令及び定款に従い、当会の事業活動の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (6) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められず、会議の出席状況及び審議内容等からも、職務遂行のために努力しているものと認められました。理事会開催にあたっては、一層の適正な運営に努め、もって効率・効果的な経営を行っていただきたい。

以上